

令和3年度 前期授業の開始に伴う感染拡大防止行動の徹底について

令和3年度の前期授業が開始され、学生の登校機会およびさまざまな活動が行われます。これまでに本学は新型コロナウイルス感染予防対策に努め、学生は「[学生に求められる体調管理などの行動について（指針）](#)」（令和2年6月1日発出）に則り、行動されてきたと思います。

1年次生のみなさんは、入学後すみやかに本学の感染予防対策と上記の指針を理解し行動してください。

本学の感染予防対策は学内の授業、学外の実習や課外活動、学校行事、施設利用などに及ぶもので、大阪府（近隣の県）の感染状況に応じて変更していきます。その周知や連絡はユニバーサル・パスポート等で行いますので気をつけてください。学生の皆さんは不安や分からないことがあればためらわず、報告すべきことがありましたら必ず、学生課をはじめとする問い合わせ先まで連絡してください。

ここでは学生の皆さんへ、特に重要な感染拡大防止行動について下記にまとめ周知します。理解して行動し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に協力してください。

私たちひとり一人が感染拡大防止行動を心がけることで、多くの人の命を守ることができます。

令和3年4月1日 学生生活担当部長

記

1. 常に体調に気をつけ、登校の前に体調が不良と思われる場合は学生課へ報告と相談をすること。
2. PCR検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合もしくは同感染症の濃厚接触と判断された（あるいはその疑いがある）場合は、大学へ登校する予定を問わずすみやかに学生課まで報告すること。

3. 学内外，昼夜を問わず手洗いやマスク装用，社会的距離の確保，咳エチケットといった感染防止のための取組および「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面*」」を避ける行動を徹底すること。
4. 学内での食事は換気されている環境下で行い，4人以下で「黙食」もしくは「マスク会食」を原則とすること。
5. 飲食を伴う入学行事（歓迎会，宴会を伴う花見）および宿泊を伴う行事への参加は自粛すること。カラオケボックス等を利用した「ルームパーティー」，自宅に複数人で集まる「ホームパーティー」などの懇親の場への参加を自粛すること。
6. 学外におけるクラブ・サークル等の課外活動は教員の立ち会いなく行わないこと。
7. 学内における課外活動は事前に大学に提出した「団体ごとの感染予防行動」を徹底し，3密で呼気や飛沫，唾液が飛び交う環境を避けること。
8. 修学における不安や困難を抱えている場合は，ためらわずにF Aあるいはゼミを担当する教員，正雀あるいは庄屋学舎における事務室，学生課あるいは学生支援センター，学生相談室のいずれかに相談すること。

* 「5つの場面」とは，感染リスクが高まる場面であり①飲酒を伴う懇親会等，②大人数や長時間におよぶ飲食，③マスクなしでの会話，④狭い空間での共同生活，⑤居場所の切り替わりを指す（詳しくは厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”」についての11の知識（2021年2月時点）」p.7参照。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>)

以上